

徳島県告示第六百八十六号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 日時 令和三年十一月十八日（木曜日）午後二時から三時まで

二 場所 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三番地 徳島県西部総合県民局美馬庁舎

三 一会議室

三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和三年十一月十二日（金曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

1 都市計画の名称 貞光都市計画

2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3 主な計画内容 貞光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及びつるぎ町建設課

2 縦覧期間

令和三年十月二十九日（金曜日）から十一月十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。

2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八一六二―一二五六五）へすること。